

○富津市空家等対策の推進に関する規則

令和 2 年 3 月 26 日規則第10号

富津市空家等対策の推進に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）及び富津市空家等対策の推進に関する条例（令和 2 年富津市条例第 1 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、法及び条例において使用する用語の例による。

(立入調査等)

第 3 条 法第 9 条第 3 項の規定による通知は、立入調査通知書（別記第 1 号様式）により行うものとする。

2 法第 9 条第 4 項の身分を示す証明書は、立入調査員証（別記第 2 号様式）とする。

(空家等の適切な管理の促進に係る助言書)

第 4 条 法第12条の助言は、空家等の適切な管理の促進に係る助言書（別記第 3 号様式）により行うものとする。

(軽微な緊急措置等)

第 5 条 条例第 9 条第 1 項の規則で定める必要最小限の軽微な措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 解放されている窓、門扉その他の開口部の閉鎖
- (2) 空家等の敷地に飛散した部材の移動
- (3) 飛散のおそれがある部材の打付け又は取外しで簡易なもの
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、これらと同程度と認めるもの（簡易なものに限る。）

2 条例第 9 条第 2 項の規定による通知は、軽微な緊急措置通知書（別記第 4 号様式）により行うものとする。

(代行措置等)

第 6 条 条例第10条第 1 項に規定する申出は、代行措置に係る申出書（別記第 5 号様式）により行わなければならない。

2 市長は、条例第10条第 1 項に規定する申出があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、代行措置承認通知書（別記第 6 号様式）又は代行措置不承認通知書（別記第 7 号様式）により、当該申出を行った特定空家等の所有者等に通知するものとする。

3 前項に規定する代行措置承認通知書により通知を受けた者であつて、その措置の実施に同意するものは、代行措置に係る同意書（別記第8号様式）に当該措置の実施に要する費用を支払う資力及び信用を有することを証する書面を添えて、市長に提出しなければならない。

4 条例第10条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 代行措置の対象
- (2) 代行措置の実施概要
- (3) 代行措置の概算費用
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(指導書)

第7条 法第14条第1項の助言又は指導は、指導書（別記第9号様式）により行うものとする。
(勸告書)

第8条 法第14条第2項の勸告は、勸告書（別記第10号様式）により行うものとする。
(命令書)

第9条 法第14条第3項の命令は、命令書（別記第11号様式）により行うものとする。
(命令に係る事前通知等)

第10条 法第14条第4項の通知は、命令に係る事前の通知書（別記第12号様式）により行うものとする。

2 法第14条第4項の意見書の提出は、意見書（別記第13号様式）により行わなければならない。

3 市長は、前項の意見書の提出期限の2週間前までに、所有者等に対し、法第14条第4項の規定による通知を行うものとする。

(意見聴取)

第11条 法第14条第5項の規定による意見の聴取の請求は、意見聴取請求書（別記第14号様式）により行わなければならない。

2 法第14条第7項の通知は、意見聴取開催通知書（別記第15号様式）により行うものとする。
(標識)

第12条 法第14条第11項の標識は、標識（別記第16号様式）とする。
(戒告書)

第13条 行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の戒告は、戒告書（別記第17号様式）により行うものとする。

(代執行令書)

第14条 行政代執行法第3条第2項の通知は、代執行令書（別記第18号様式）により行うものとする。

（執行責任者証）

第15条 行政代執行法第4条の証票は、執行責任者証（別記第19号様式）とする。

（富津市空家等対策協議会）

第16条 条例第11条第1項に規定する富津市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

5 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

6 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

8 前各項に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って別に定める。

（協議会の庶務）

第17条 協議会の庶務は、建設経済部都市政策課において処理する。

（委任）

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年3月26日から施行する。

別記

第1号様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

富津市長

印

立入調査通知書

あなたが所有し、又は管理する下記の空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定により立入調査を実施するので、同条第3項の規定により通知します。

記

1 立入調査を行う建築物

所在地

用途

所有者の住所

氏名

2 立入調査日時

年 月 日 時頃

3 立入調査の内容

4 連絡先

備考

- 1 立入調査に立ち会う場合は、上記の連絡先へご連絡ください。
- 2 この立入調査は、犯罪捜査のために行われるものではありません。
- 3 この立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、同法第16条第2項の規定により、20万円以下の過料に処される場合があります。

立入調査員証		第 号
所 属		<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"><div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">刻 印</div></div>
職 名		
氏 名		
生年月日	年 月 日	
上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定に基づく立入調査の権限を有する者であることを証明する。		
年 月 日 発行（ 年 月 日まで有効）		
富津市長		印

空家等対策の推進に関する特別措置法（抜粋）

第9条（略）

- 2 市長村長は、第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
- 3 市長村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りではない。
- 4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを掲示しなければならない。
- 5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

注意 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

第 号
年 月 日

様

富津市長

印

空家等の適切な管理の促進に係る助言書

あなたが所有し、又は管理する下記の空家等について、 年 月 日
に現地調査をしたところ、適切な管理が行われていないと認められました。

このまま適切な管理が行われず、当該空家等を放置すれば、空家等対策の推進に
関する特別措置法第2条第2項の特定空家等に該当することになるおそれがあるた
め、同法第12条の規定により、下記のとおり助言します。

記

- 1 空家等の所在地
- 2 現地の状況
- 3 助言の内容
- 4 連絡先

本助言に対する対応方法等をお伺いしたいので、 年 月 日までにご
連絡をお願いします。

第 号
年 月 日

様

富津市長

印

軽微な緊急措置通知書

○ 富津市空家等対策の推進に関する条例第9条第1項の規定による措置を
年 月 日に下記のとおり行ったので、同条第2項の規定により通知
します。

記

- 1 軽微な措置を行った場所
- 2 措置の内容
- 3 費用の徴収の有無及び金額等
- 4 連絡先

年 月 日

富津市長 様

住 所

氏 名

印

連絡先

代行措置に係る申出書

年 月 日に空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第1項に規定する助言若しくは指導又は同条第2項の規定による勧告を受けた事案に関し、下記の理由から当該指導等に係る措置を履行することができないため、富津市空家等対策の推進に関する条例第10条第1項の規定により、代行措置を申し出ます。

記

- 1 特定空家等の所在地
- 2 指導等の内容
- 3 指導等に係る措置を自ら履行することができない理由

第 年 月 日 号

様

富津市長

印

代行措置承認通知書

年 月 日付けで申出のありました代行措置について、審査の結果、当該申出を承認としましたので、通知します。

当該措置の具体的実施内容は、下記のとおりですので、実施に同意する場合は、同封の「代行措置に係る同意書」を提出してください。

記

1 所有者等

氏名

住所

2 特定空家等の所在地

3 代行措置の内容

4 概算費用及び費用負担

円

5 連絡先

6 その他

備考 上記4に示す費用は、概算での見積額となりますので、実際に要した費用の額及び納付期日は後日通知します。

第 号
年 月 日

様

富津市長

印

代行措置不承認通知書

年 月 日付けで申出のありました代行措置について、審査の結果、
下記の理由により当該申出を不承認としましたので、通知します。

記

- 1 不承認の理由
- 2 連絡先

年 月 日

富津市長 様

住 所

氏 名

印

連絡先

代行措置に係る同意書

年 月 日付け第 号により通知のあった代行措置の実施について
同意します。また、実施に要した費用については、実施後遅滞なく支払うことを確
約します。

備考 この同意書を提出する際は、必ず残高証明書等の資力及び信用を有することの
証明書を添付してください。

第 号
年 月 日

様

富津市長

印

指 導 書

あなたが所有し、又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に規定する特定空家等に該当すると認められたため、速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、同法第14条第1項の規定により下記のとおり指導します。

記

- 1 対象となる特定空家等の所在地
- 2 指導に係る措置の内容
- 3 指導に至った事由
- 4 指導の責任者
- 5 措置の期限 年 月 日

備考

- 1 上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告してください。
- 2 上記5の期限までに正当な理由がなく、上記2に示す措置をとらなかった場合は、同法第14条第2項の規定により、当該措置をとることを勧告することがあります。
- 3 上記1に係る敷地が、地方税法第349条の3の2の規定により、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、法第14条第2項の勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

第 号
年 月 日

様

富津市長

印

勸 告 書

あなたが所有し、又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に規定する特定空家等に該当すると認められたため、対策を講ずるよう指導してきたところですが、現在に至っても改善がなされていません。

つきましては、下記のとおり速やかに周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、同法第14条第2項の規定により勸告します。

記

- 1 対象となる特定空家等の所在地
- 2 勸告に係る措置の内容
- 3 勸告に至った事由
- 4 勸告の責任者
- 5 措置の期限 年 月 日

備考

- 1 上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をしてください。
- 2 上記5の期限までに正当な理由がなく、上記2に示す措置をとらなかった場合は、同法第14条第3項の規定により、当該措置をとることを命ずることがあります。
- 3 上記1に係る敷地が、地方税法第349条の3の2の規定により、住宅用地に対する固定資産税の特例の適用を受けている場合にあっては、本勸告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

第 号
年 月 日

様

富津市長

印

命 令 書

あなたが所有し、又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第2条第2項に定める特定空家等に該当すると認められたため、 年 月 日付け第 号により、法第14条第3項の規定による命令を行う旨事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていません。

つきましては、下記のとおり措置を講ずることを命令します。

記

- 1 対象となる特定空家等
- 2 措置の内容
- 3 命令に至った事由
- 4 命令の責任者
- 5 措置の期限 年 月 日

(注)

- 1 上記2の措置を講じたときは、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。
- 2 本命令に違反した場合は、法第18条第1項の規定に基づき、50万円以下の過料に処せられます。
- 3 上記5の期限までに上記2の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第14条第9項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。
- 4 この処分に不服があるときは、次に掲げるところにより審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。
 - (1) 審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に富津市長に対してすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
 - (2) 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、富津市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において富津市を代表する者は、富津市長です。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
 - (3) 審査請求をした後に行う処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 号
年 月 日

様

富津市長

印

命令に係る事前の通知書

あなたが所有し、又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定空家等に該当すると認められたため、 年 月 日付け 第 号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、法第14条第3項の規定により、下記のとおり当該措置をとることを命令することとなりますので通知します。

なお、あなたは、法第14条第4項の規定により、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第5項の規定により、本通知書の交付を受けた日から5日以内に、富津市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

記

- 1 対象となる特定空家等
- 2 命じようとする措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 意見書の提出及び意見聴取の請求先
- 5 意見書の提出期限 年 月 日

（注） 上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告を
すること。

年 月 日

富津市長 様

住 所

氏 名

印

連絡先

意見聴取請求書

年 月 日付け 第 号で空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第4項の命令に係る事前通知書の交付を受けたので、同条第5項の規定により意見の聴取を行うことを請求します。

請求理由

備考

- 1 意見聴取請求書に記載できない場合は、余白に記入するか又は、別紙に記入の上、添付してください。
- 2 代理人が意見の聴取に出席する場合は、代理人であることを書する書類を添付してください。

第 号
年 月 日

様

富津市長

印

意見聴取開催通知書

年 月 日付けで請求のあった意見の聴取については、下記のとおり意見の聴取を開催しますので、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第7項の規定により通知します。

記

- 1 命じようとする措置の内容
- 2 意見の聴取の期日
- 3 意見の聴取の場所
- 4 意見の聴取の内容
- 5 連絡先

(注) 出頭の際は、この通知書を持参してください。なお、代理人が意見の聴取に出席する場合は、この通知書と代理人であることを書する書類を持参してください。

下記の特定空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第3項の規定による措置をとることを、 年 月 日付け 第 号により、命ぜられています。

記

1 対象となる特定空家等

2 措置の内容

3 命ずるに至った事由

4 命令の責任者

5 措置の期限 年 月 日

第 号
年 月 日

様

富津市長

印

戒 告 書

あなたに対し 年 月 日付け第 号によりあなたが所有し、又は管理する下記の特定期空家等について必要な措置を講ずるよう命じました。この命令を年 月 日までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第9項の規定により、当該特定期空家等について必要な措置を執行いたしますので、行政代執行法第3条第1項の規定によりその旨戒告します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定によりあなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任を負わないことを申し添えます。

記

1 特定期空家等
所在地 富津市
用途
構造
規模
所有者の住所及び氏名

2 代執行の内容

3 連絡先

(注)

この処分不服があるときは、次に掲げるところにより審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。

- (1) 審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に富津市長に対してすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- (2) 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、富津市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において富津市を代表する者は、富津市長です。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- (3) 審査請求をした後に行う処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 年 月 日 号

様

富津市長

印

代執行令書

年 月 日付け第 号によりあなたが所有し、又は管理する下記の特定空家等について 年 月 日までに必要な措置を講ずるよう戒告しましたが、指定の期日までに義務が履行されませんでしたので、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第9項の規定により、下記のとおり代執行を行いますので、行政代執行法第3条第2項の規定により通知します。

また、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定によりあなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任を負わないことを申し添えます。

記

- 1 特定空家等
所在地 富津市
用途
構造
規模
所有者の住所及び氏名
- 2 代執行の内容
- 3 代執行の時期
年 月 日から 年 月 日まで
- 4 執行責任者
- 5 代執行に要する費用の概算見積額 円

(注)

この処分不服があるときは、次に掲げるところにより審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。

- (1) 審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に富津市長に対してすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- (2) 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、富津市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において富津市を代表する者は、富津市長です。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- (3) 審査請求をした後に行う処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

（表）

執行責任者証			第 号
（所属）	（職名）	（氏名）	
上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証する。			
年 月 日（ 年 月 日まで有効）			
富津市長			印
記			
1 代執行をなすべき事項			
代執行令書（ 年 月 日付け 第 号）に記載の（所在地） の空家等の（除却、修繕、立木竹の伐採等）			
2 代執行をなすべき時期			
年 月 日から 年 月 日まで			

（裏）

空家等対策の推進に関する特別措置法（抜粋）	
第14条（以上略）	
9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。	
10～15（略）	
行政代執行法（抜粋）	
第4条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。	
注意 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。	

